

原爆被爆者の介護保険（介護サービス）利用時の公費負担対象について

	介護保険法でのサービス区分	介護保険 一部負担額	保険給付 対象外費用	備考			
福祉系サービス	訪問介護（ホームヘルプ） 介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 第1号訪問事業（サービス種類コードA1,A2に限る）	負担なし （※低所得者で認定を受けた方のみ）	自己負担	◎公費負担番号 <u>81476019</u> （被爆者手帳に記載の19476019を上記番号に読み替える） ◎介護給付費請求先 沖縄県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 県から介護保険法に基づく指定を受けた事業者			
	通所介護（デイサービス） 介護予防通所介護（介護予防デイサービス） 認知症対応通所介護 地域密着型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業（サービス種類コードA5,A6に限る）	負担なし	自己負担 （食費・居住費等）				
	短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）						
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）						
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護						
	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護				負担なし	自己負担 （食費・居住費・滞在費等）	◎公費負担番号 <u>19476019</u> ◎介護給付費請求先 沖縄県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関 （個別指定事業者）
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院						

※低所得者とは、原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方（生活保護受給世帯含む）をいい、被爆者手帳とは別に県発行の「被爆者訪問介護利用助成受給者資格認定証」の提示が必要です。

○他の制度によって、対象者の負担額が減額される場合（高額介護制度等）は、その減額後の額を請求の限度額とする。